

# 鳥取縣公報

昭和十九年六月九日  
第一千五百三十四號

金曜日

本書ノ大キサハ規定規格A5判

## 目次

- 告 示
  - 動力糶摺業免許證下付……………一頁
  - 産駒検査日割指定……………一頁
  - 鳥取縣乳首配給統制要綱設定……………三頁
  - 縣稅檢査章並縣稅滯納者財産差押證票返納……………四頁
  - 縣稅檢査章並縣稅滯納者財産差押證票無効……………四頁
  - 産婆名簿登錄……………四頁
  - 産婆名簿登錄訂正……………五頁
- 正 誤……………

## 告 示

◇鳥取縣告示第三百十四號

昭和十九年六月一日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十九年六月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

免許證番號	住 所	氏 名
一、四五九	東伯郡三德村大字片柴三三九番地	鳥越 正治
一、四六〇	東伯郡三朝村大字山田 三三番地	大丸 菊藏
一、四六一	東伯郡泊村大字泊一五七〇番地	尾崎 利雄

◇鳥取縣告示第三百十五號

昭和十九年ノ産駒検査左記日割ニ依リ實施ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通報アリタリ

昭和十九年六月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

産駒検査日割		検査開始時刻	摘要
検査	産駒検査日割	検査開始時刻	摘要
日野郡根雨町	家畜市場	七月 二日	午前十一時
同	石見村石見種付場	七月 三日	午前 八時
同	山上村山上種付場	七月 四日	同
同	多里村多里種付所	七月 五日	午前 九時
同	米澤村米澤種付所	七月 六日	同
同	八郷村八郷種付所	七月 七日	同
同	西伯郡幡郷村幡郷種付場	七月 八日	同
同	大高村大高種付場	七月 八日	午後 一時
同	東伯郡倉吉町倉吉種付所	七月 九日	午前 九時
同	成美村鳥取種馬所	七月 十日	同
同	浦安町 家畜市場	七月 十日	午後 一時
同	八頭郡用瀬町 家畜市場	七月 十一日	午前 九時
同	若櫻町 家畜市場	七月 十一日	午後 二時
同	米子 勝田町 家畜市場	七月 十二日	午前 十時

  

西伯郡淀江町	家畜市場	七月十三日	午前 九時
同	御來屋町家畜市場	七月十四日	午前 九時
同	鳥取市卯垣 因幡種付場	七月十五日	午前 九時

鳥取縣告示第三百十六號  
鳥取縣乳首配給統制要綱左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十九年六月九日  
鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣乳首配給統制要綱  
第一條 本要綱ニ於テ乳首ト稱スルハ醫療衛生用品指定品目ノ中ノ乳首ヲ謂フ  
第二條 乳首ハ生後滿一箇年未滿ノ人工又ハ混合養兒ニ對シテ知事ノ指定スル販賣者ヲ通ジ購入券ニ依リ配給スルモノトス  
第三條 購入券ハ甲種及乙種ニ分チ別記第一號様式ニ依リ市町村長之ヲ發行スルモノトス  
第四條 購入券ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ二十日間トス

第五條 購入券ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第二條ノ事實ヲ醫師又ハ保健婦ノ證明シタル文書ニ妊娠婦手帳ヲ添ヘ居住地ノ市町村長ニ請求スルモノトス

第六條 市町村長ハ前條ノ請求アリタルトキハ生後滿二箇月未滿ノ資格者ニ對シテハ一回ヲ限リ甲種購入券ヲ、其他ノ資格者ニ對シテハ乙種購入券ヲ何レモ一人一枚宛交付スルモノトス但シ乙種購入券ハ市町村割當數量ノ範圍内ニ於テ縣ノ指示スル都度別ニ定ムル資格者順位ニ基キ交付スルモノトス

第七條 購入券ノ交付ニ當リテハ其ノ妊娠婦手帳ニ別記第一號様式ノ記入ヲ爲スモノトス

第八條 市町村長ハ乳首購入券臺帳ヲ備ヘ購入券ノ種類別ニ交付番號、交付年月日、乳兒ノ住所氏名及生年月日ヲ記入スルモノトス

第九條 指定販賣者乳首ヲ販賣セムトスルトキハ妊娠婦手帳ノ該當欄ニ賣渡年月日ヲ記入シ認印ノ上購入券ト引換ニ賣渡スモノトス

第十條 指定販賣者乳首ヲ販賣シタルトキハ其ノ引換濟購

入券ニ引換年月日及販賣者氏名ヲ記入シ捺印ノ上甲種購入券ハ翌月七日迄ニ、乙種購入券ハ其ノ有効期限後十日以内ニ各所屬地區卸賣機關ニ提出スルモノトス

第十一條 地區卸賣機關ハ販賣者ヨリ提出セル購入券ヲ前條提出期日後七日以内ニ取覽メ當該市町村ニ返付スルト共ニ其市町村別枚數ヲ縣ニ報告スルモノトス

第十二條 指定販賣者ハ乳首販賣臺帳ヲ備ヘ乳首販賣ノ都度引換ヘタル購入券ノ種類交付番號交付年月日乳兒ノ住所氏名及生年月日ヲ記入スルモノトス

第一號様式

(縦一〇種)

甲(乙)種乳首購入券	第 號
乳兒住所	年月日生
乳首壹箇	昭和 年 月 日發行
市町村長	昭和 年 月 日迄有効
販賣者氏名	昭和 年 月 日發行

甲ノ文字ハ朱書トス

第二號様式

年月日	記	事	欄	責任者
月 日		甲(乙)種乳首購入券交付済		⑧

鳥取縣告示第三百十七號

岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納セリ

昭和十九年六月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分 番號	返納年月日	所屬應名職 名 氏 名
縣稅檢査章 一八	昭和十九年 六月二日	岩美地方 縣書記 小山 人省
縣稅滯納者 一八	同	同
財產差押證票	同	同

鳥取縣告示第三百十八號

岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差

押證票中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十九年六月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分 番號	無効トナリタル年月日	所屬應名職 名 氏 名
縣稅檢査章 三	昭和十八年 九月十日	岩美地方 縣書記 沖田二郎
縣稅滯納者 三	同	同
財產差押證票	同	同

鳥取縣告示第三百十九號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十九年六月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本籍 鳥根縣女濃郡佐比賣村大字多根イ三七〇 住所 西伯郡淀江町大字淀江三八一  
昭和十九年五月二十三日 登錄  
森 山 勢 美 子

明治三十七年四月十六日生

鳥取縣告示第三百二十號

產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十九年六月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

前住所及 前開業地 日野郡八郷村大字丸山貳百四拾五番地  
新住所及 新開業地 日野郡黒坂町大字黒坂壹貳貳九番地

昭和十九年五月二十日住所並開業地  
移轉ニ依リ昭和十九年五月二十二日  
名簿訂正方出願ニ對シ同年五月三十  
一日訂正

荒 木 ツ ル

明治參拾四年六月拾日生

正 誤

昭和十九年一月十一日鳥取縣告示第八號(竹製品ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通正誤ス

二、農林用

品 番 名

生産者最高販賣價

23 皮製竹輪 〇、〇二五 〇、二五  
皮製竹輪(薪結束用)